

# ヨーロッパ中世都市

——その封建王政と絶対主義に対する関連において——

会 田 雄 次

【要約】 この稿の目的は一つの図式の設定である。封建王政は、都市共同体と農村共同体の成立を前提として成立し、都市を把握することによつて集権を完成する。（成立期の）絶対主義は都市と農村の両者の把握によつて成立する。ただし、このときの都市と農村には階層分化が進展し、都市と農村の内部には支配と被支配、搾取関係が、都市と農村・小都市間には支配と対抗の関係が、成立している。絶対主義が把握するのは、この上層部である。その把握の仕方と都市のあり方が絶対主義の性格づけの大きい要因になる。

## はじめに

いわゆる「中世都市」を現在の日本において論じようとする場合、どのような角度から取扱われるにせよ、どうしても断つておかねばならない前提が一つ存在する。それは現在の日本とヨーロッパ——とくに中世封建都市研究の中心であるドイツ——における研究の立場の著しいずれである。<sup>①</sup>戦後の日本においては、中世都市は全く流通過程に関

してのみ作用し、したがつて社会の変質過程——この場合は資本制の成立・近代化の過程——においては、副次的且表面的な部分をしめるに過ぎないものと観念されている。したがつてその研究は軽視され、時には都市を研究することとそれ自体が流通主義の見地に立つものと前提されて否定的に取扱われるような雰囲気を形成して来た。極めて最近、都市研究が再び取り上げられそうな気運も見られるが、それも農民の階層分解の問題をつきつめて行くと農民の市場

との接触の仕方が明らかにされない限り推論の域を抜け出し得ないのではないかという自覚、すなわち農村研究の具体的分析への進展という過程から生れたものである。そのこと自体は研究の進歩として喜ぶべきであらう。しかしこのときでも中世都市に関する觀念には都市↓特権都市↓領主的貨幣經濟の發展という図式と、それと農民的貨幣經濟との対立という意識が底流をなしているように見える。それに対しドイツなどでの都市研究は現在においても全く對蹠的な立場の上に立つ。中世都市は近代化の推進者として封建社会末期の研究における極めて重要な対象であり、研究者の情熱をかきたてるものである。その状況は中世農村史研究者として指導的な地位を持つバーダーをして、その最近の著において、都市研究の隆盛とそれに対する農村研究の、量質共に於ける貧困さを嘆かしめるていのものである。<sup>④</sup>日本における上記のような視角の支配という現状は、日本のみの特異な傾向である。しかしこの特殊性は戦後の日本の社会と学界に課せられた特殊な諸条件から生れたもので、しかもそのような立場も偏見と誤謬をふくみつつもそれなりに重要な意味を持ち、且日本の歴史研究の進展の

ため大きい役割を果たしたといひ得るであらう。私はこの視角の一応の肯定とその立場から都市を考察して見たいと思う。ただヨーロッパの都市を研究対象に選ぶ場合、必然的にそれから学ばざるを得ないドイツの都市研究の立場が、我々と基本的視角を異にしていることを忘れると途方もない結論へと導かれるおそれなしとしない。我々はそれをさけるため彼等の視角への反省を忘れてはならない。それではかくいふドイツの中世自治都市觀の基本的視角とは如何なるものであるか。

ドイツ人にとつて中世自治都市は、市民的自由と独立の象徴である。自らの能力によつて立つ個人―市民が、自由な意志によつて一つの社会を構成し、各自がその社会の主人として各自の合意によつて法律を定め、自治を行ひ租税を負担し、自衛して行く団体、それが中世都市である。しかもそれは、市民の直接政治<sup>⑤</sup>であり代議政治でないことと共同体意識という近代社会では稀薄になつた結合要素を持つてゐる。小集団であるが故に、市民全体が参加する市民大会によつて重要事は議決され、近代民主制のような代議政治の持つ欠陥はそこにある。この市民自らの労働によつ

て自立する *homo economicus* の集団であるが故にその場合には民主的・経済合理的要素による点が大きい比重を持つ。古代の戦士集団、民族的結合によるポリスとの相違がそこにある。市民の数とその財力が大きい故に、自治権<sup>11</sup> 独立性は農村(共同体)より遙かに強い。しかもドイツ人が理想として強調する共同体意識も、農村よりは大きいが共同体意識を破壊するほどには巨大でない規模のこの中世都市が、一丸となつて自由・自治権の獲得のために闘争する過程の中に醸成される条件が備つていたと見るべきであろう。<sup>10</sup> ドイツの古い都市が現在も公的には「自由都市ハンブルク」*Freistadt Hamburg* というような呼称をとるのは、このような誇りに基づくものでなければならぬ。更に近代市民意識も、ゲルマン的自由が中世都市を経て近代的に成長して来たものであり、それなしに真の民主主義は考え得ないというのもドイツ人の一般意識のように見える。カー・レーヴィット *Karl Löwith* もかつて戦前、日本では近代民主主義の完全な実現は不可能であろうと提言した。日本は、公的生活と公共物を自らの運命と所有として自覚し得る伝統即ち市民意識の生きた伝統を持たない。その伝

統の最も重要なものは中世の自由都市である。ドイツのみならず古いヨーロッパでは、都市といえば、市民の生活を守るべく、都市の周辺に城壁が作られ、その中心には、全市民が市民会議を開催する元来市場開催地が進展した広場(ドイツでは *Platz*, イギリス *square*, イタリア *piazza*, フランス *Place* というのはこのような特殊な意味をもつ)があり、それに面して市庁 (*Rathaus, palazzo*) がたてられ、市有力者の家並があり、市民を日曜の勤業によびあつめる教会が立つ。教会の鐘は同時に有事市民大会開催の合図ともなる。こういうものが一団として町の「中心」*Zentrum* を形成する。日本の町にはこの意味での「中心」は存在しない。日本のそれは、単なる繁華街又は封建領主の支配機関の集合地であるに過ぎない。日本には本来の意味における都市は存在しない。したがつて市民もない。それ故この国で市民意識や民主主義というものを問題とすることはできない。レーヴィットはこのように考えたのである。<sup>12</sup> ドイツにおいて真の民主主義があるかどうかは問題として、<sup>13</sup> レーヴィットのこのような見解を手がかりにして彼ら一般の自負と自意識を次のように推量しても必しも誤まりないであろう。

ヨーロッパにのみ、民主政治を支える個人の自覚があり、それは古い伝統を持つ。その伝統を形成する重要な要素として中世都市がある。中世都市はこのような意味における一個の理想型として把握されると。このような背景を知つて初めて何故にヨーロッパにおいてとくにドイツにおいて中世都市研究が盛であり、とくに成立史が問題とされ、且それが経済史上の問題でなく、すぐれて法制史的立場から研究されているという事実が理解されるであろう。

ところでこのような視角の発生は当然ヨーロッパ中世都市が日本のそれより遙かに大きい社会的役割を果していたという事実からも生れたものであることが銘記されねばならぬ。ヨーロッパ封建社会研究において、都市研究が重要であり、日本とは又異なる視角を持つて臨まねばならない、日本の感覚を押しつけることは不可だという理由もまたここにあるといえよう。中世都市は封建社会研究の基本的構成要素であり、その各時代、各地域独自のあり方が、その社会の性格規定に、基本的なそして重要な決定要因となるであろう。以下の私の論述は、イギリス・ドイツ・イタリアの十一世紀から十六世紀という時代にかけての都市のあ

り方が、それに対応する各国の封建王政の生成から等族制を通過して絶対主義の成立に至る。その権力と社会のあり方を特徴づけ最終的には絶対主義の三つの型をうち出していることを見ようとするものである。フランスのそれが欠けているのはこのような都市研究という点からアプローチする場合、何とも取扱いようのない状況にフランスの都市研究があり、能力が及ばなかつたことにある。それは私の今後の研究の課題である。

① 但し日本において、ヨーロッパの研究の立場と方法の伝承の上に立つ、例えば宮下孝吉、増田四郎氏などの都市研究は別の問題である。

②③ 例えば社会経済史学会の昭和三三年度の京都における大会の共通論題「初期ブルジョアジーと市民社会」において。しかも例えば、川久保公夫、森田鉄郎両氏の報告は、都市における商人もしくは生産を支配する商人の勝利こそが、資本制展開のための何よりの障害となり、ドイツ・イタリアの後進化の「宿命的原因」になつたという展望の上に立つ。鯖田豊之・封建都市創元社 昭31年も、都市プロバレーの研究ながら、そしてヨーロッパの都市研究が特異な視野に立つことに注意しつつも、その整理法は又このような日本特有の基本観に基いている。

④ K. S. Bader, Das mittelalterliche Dorf als Friedens- und Rechtsbereich. Weimar, 1957, Einleitung 参照。

⑤ 断るまでもないが、事實は中世都市の市民の直接政治は古代と異つて組織的なものではない。市民會議が重要事項を決するといふものの、その集會規定・決議の仕方など極めてあいまいである。

⑥ ドイツにおけるこのような意識は、いわば皮膚感覚的なものであり、個々の學術論文に文章として明確に現れるには至つていない。それはむしろ文芸や哲学により明確に見られるであろう。ただ我々はこのような研究書を読む場合、そのほとんど全部に流れているこのような軒昂たる気分まで洞察しなければならぬ。それは自由の強調と相反するかに見える、かの都市の自治と自由が皇帝より与えられたと説く大ドイツ主義につらなる一連の「皇帝主義」にも共通する気分なのである。ドイツの都市研究者の都市観に対して興味深い問題を呈示するものは R. M. Rilke や H. Carossa の文章を以ては *Gesamte E. Emen, Frühgeschichte der europäischen Stadt, Bonn, 1953* の Einleitung の Erster Abschnitt: Die Voraussetzungen der mittelalterlichen Stadtkultur, I. Kapital をよむ。

⑦ カール・レーヴィット「ルソーよりニーツシェに至る市民社会の問題」思想、昭13。

⑧ ドイツにおいて近代に眞の個人主義と民主主義が貫徹し得なかつたが故に反つて、中世都市の自治が、共同体意識を強調され、理想化されるに至つたと推定されるであろう。

⑨ 封建王政に関する私の問題提起は堀米庸三「中世後期における国家権力の形成」史学雑誌 62 編第 2 号に基く。同論文が法

制史的に取扱われ、又専ら王権の主体性による権力集中が考えられているのを、私は都市と農村の王権との関連において見ようとしたものである。

### 一 ウェーバーの都市類型とその疑問点

中世都市の包括的な、そして単なる叙述にとどまらず鋭い分析と問題提起をなした研究は、周知の M・ウェーバーのもの以外に現在でも見当たらないといつて差支えない<sup>①</sup>。ウェーバーにあつては都市は、市民という特殊な身分によつて構成される都市共同体 *Stadtgemeinde* だ、その顕現——量・質的な——はヨーロッパにおいてのみ見られると考へられた<sup>②</sup>。彼は主として資本制以前の段階の類比から都市を、古代と中世の二つに分ける。古代都市は、「貴族都市」*Geslechterstadt* である。この種の都市はギリシア・ローマや地中海沿岸にとどまらず、その初期的形態は近東から中国・日本に至るまで広く存在したが、その完成は氏族制的タブーや法律の根強い存在により防げられ、いづれも古代帝国という強大な大権力の出現によりその独立性を失つてしまつた。ひとりギリシア・ローマの地——ヨ

ローッパ——のみが、その自治を發展させることができたのである。古代のみならず中世のヴェネツィアをはじめとする貴族支配のイタリア都市や、国王権力により限定づけられた少数都市貴族の寡頭政治の行われたイギリスなどもこの範疇に属する。<sup>⑤</sup>この貴族都市の基本的特質は、都市の

支配権を、土地所有者で利子生活者たる少数の「門閥階層」*Geschlechter* が都市の支配権を確実に把握している点に存在する。*Geschlechter* は商人ではない。そう見える場合も、都市の社会的変革に自らを対応させ、大衆の発言権の増加を巧妙に自己の支配の中にかかえこんでしまつたからに外ならない。<sup>⑥</sup>これに対して「民衆都市」*Plöbejerstadt* がある。それは中世の自治都市に典型がある。ウェーバーは、特定の時代と地域を明示する訳ではないが、論証中の例示からすれば北東仏・ドイツ・北半イタリアの都市が、それとして観念されているようである。民衆都市では、都市領主ないしは都市貴族の支配の時期、それに対する手工業者などの民衆 *popolo* の抗争と政治参与権の確保——両者の交争過程が、都市僭主 *Stadtyrannis* の出現をよびおこす——によつて特徴づけられる。この都市のたどつた過程は

現象的には古代都市国家のそれに類似するが、基本的なちがひがある。というのはこの過程を持つことによつて中世都市は——完全に主役を演じその前段階もしくは担手になつたとはいえないにしろ——近代国家と資本主義の出現に決定的に重要な役割を果したのである。<sup>⑦</sup>

中世のこの都市の特質はほぼ以下の数点に集約せられる。第1には政治的独立性である。そのとき都市が領地・植民地・従属都市などを持つか否かは別として、独自の外交政策と戦争を行うため独立した軍事力を備えていることは共通である。第2には独自の法律を持ち立法権を行使する。

第3には *Autokephalie* 即ち独立した裁判所・行政官庁を持つ。都市裁判権は都市全体を管区とし下級裁判権のみならず屢々高級裁判権を持つ。第4には市民は外部から賦課されることも課税されることもないが、都市は市民に対して課税権を有する。第5には市場法と独自の都市の全体的商工業政策とその実施のための警察権を行使したこと。第6には商工業などに関し自都市の市民以外を抑圧、それよりしめ出したこと。<sup>⑧</sup>

このような都市の特質はその後の都市研究において一応

承認され、都市概念を決定するための基本的な規準となつた。だが、これだけの規定では、古代のポリスの都市国家と中世自治都市との区別が、必ずしも明確にならない。そして貴族都市グレンヒット・シュネドットという範疇において、イタリア都市と古代都市が等置されるという、いわば超歴史的な甚だ平面的な把握がなされる結果も生むに至つてゐる。もとよりウェーバーはその事実注目し、積極的ではないがこの両者間の区別はしてゐるのである。それは要約すれば古代都市が戦闘のための戦士集団としての市民のそれであるのに、中世都市はまず、生産と取引の場で、市民はその担手として現れる。したがつて中世都市においては、商人対手工業者・職人・農民の対立が見られ(ツンフト闘争はその一例である)それが資本家対労働者の関係にまで発達した。ただ中世都市では都市住民が、一般的に市民身分として都市共同体の中に解消されて行く過程と段階があつた。これに対し、古代都市では土地所有者と土地を持たぬものとの対立があり、それが後ほど激しくなり市民対奴隸という抗争も生んだ。

以上のようなウェーバーの類型論は極めて示唆的ではあるが、我々にとつて尚二つの方向から甚だ不充分であるこ

とが指摘できる<sup>⑦</sup>。即ち、都市の全社会機構との関連の仕方が未だ不充分なことである。古代・中世の権力との関係とその権力を支える下部のとくに農村との関係とが問題である。それは史料その他の関係上最も概括の困難な部分なのだが、この点を究明しない限り、都市の歴史的研究は無意味に終るとさえ極言し得よう。私はこの点から、中世都市を特質づけ、それを結果的英・独・伊の地域類型に分け、更にその各々に三つの発展段階を設けることが可能であり、ウェーバーの理論を更に前進させ得ると思う。未だ極めて論理的観念的な問題設定であるが、次章でその点を追求して行くことにする。

① Max Weber, Die Stadt(Grundriss der Sozialökonomik III. Abt. Wirtschaft und Gesellschaft. 2. Halbband. S. 514~S. 601)

② Ibid. S. 523 f.                      ③ Ibid. S. 549 f.

④ Ibid. S. 502 f.                      ⑥ Ibid. S. 575 f.

⑤ Ibid. S. 576~580

⑦ ウェーバーの立場を紹介する増田四郎氏の諸著「西欧市民意識の形成」昭24と「都市」昭27にも、都市をその権力との関係から理解しようとする立場は出ていない。鮎田豊之「封建都市」(既出)はこの点を分析した好著であり、筆者の負う所大である。

## 二 ブラーニッツの都市共同体論

ギリシア・ローマの古代都市共同体は征服支配によつて成立する。その場合、そこにより大なる権力が先在しないのがふつうである。しかしながら中世都市はそこに直接上位には領主と更にその上部の封建王権との交渉においてはじめて自治権を獲得し、都市として成立する。それ故中世都市の性格づけには何よりも先づこの關係が明らかにされねばならない<sup>①</sup>。

一体中世の都市共同体とは如何なるものか。共同体を嚴格に定義して、生産手段の共有もしくは共同管理が基本的条件ならば、中世自治都市には殆どそれを認め得ず、都市は生産の単位というには余りにも複雑な構成を持ちそれは第一次的な意味では共同体ということとは不可能である。城外の共同放牧地・通路・中央広場・市庁等は市民の共有ともいえようが、それらは生産手段としては余りに第二義的である。ギルドの館や、船舶、船着場や港灣施設さらし場などは共有に属する場合も多いが、それは市民全体の共有ではなく、特殊なギルドのそれである。このギルド全体を

包括する故に、都市はギルドの複合同体と見られる。しかし原則的には、市民は一つのギルドにしか属し得ないから、この場合これらのギルドを包括する更に外部の紐帯が——共同体的な——なければならぬ。

中世都市はそれ故厳格な意味では共同体と規定し得ないかも知れない。都市はよく国家内の第二の国家といわれる<sup>②</sup>。その国家性は封建国家ではなく、中世都市の末期段階における近代国家の母胎としての新しい支配關係、近代的法秩序などを指して云うときもある。しかし我々が注目すべきは、そのような状態を生む以前の、その基盤になつた強固な結合である。商人と手工業者が再生産をして行くためには、彼らが職業を異にしつつ地域的に団結し、フェーデの禁止と相互扶助と共同防禦のため結合して行かねばならなかつた。それを前提としてのみギルドは共同体として再生産を行つて行けた。この意味では都市は第二次的共同体ともいふべきものであつたかも知れない。ただその団結は極めて強固であり、その団結を乱すものには家屋破壊・都市からの追放という手工業の生産手段の破壊——ギルドにとつても重要な損害——が罰則として課されたのである。こ



ここに都市が、都市共同体 Stadtgemeinde、市民の結合が、共同体結合 Gemeindeverband の名を以て理解される理由が存する。<sup>④</sup>もつともヨーロッパにおいては都市の共同体的性格はとくに独自の防禦権を持ち、市民全部が兵役義務を持つ軍隊を持つという点に存すると見られているようであるが、それはこのような基本構造の一つの現れに過ぎぬと見るべきである。<sup>⑤</sup>

中世都市の特質は、それ故、専ら手工業の生産と商品の交換に従事する特殊な身分層が、その職業を異にし、異なつた生産と経営の組織に属しつゝ一定区劃内に居住するということを基盤にして、地縁的、団結を形成し、封建権力体制の中でその体制からある程度遊離した地位を保つ自治権を、獲得・保持して活動して行つたという点に存する。ここにウェーバーの類型論では理解し難い重要な問題提起が発生する。中世においても種々な職業の共同体は——不明確ながらギルドという形においてもすでに——存在していたのであり、都市の聚落もまた至る所に認められる。一体如何なる人間が、それを都市という地縁的結合にまで統合し、高め、且それを領主から自治権獲得という闘争を通じ、

てなして行つたか。即ちそういう重大な歴史的变化の原動力と指導力は何かという問題が必然的にここに生じて来るのである。都市の起源が、都市の本質を理解する問題となり得るのはこのような問題提起による以外にあり得ない。<sup>⑥</sup>都市起源の問題を城砦説、ローマ都市残存説、荘園法説、市場説、農村共同体説という風に、形式的な法理念、法制的連続・継受で以て理解することは外的な偶然的な面に注意を向けすぎた立場である。そのようなものが先在するとは馬鹿々々しいほど当然であり、且それも問題にされねばならないが、そこには中世都市即ちここでいう都市共同体は存在しない。一体誰人が、それをよりどころとしつつ都市共同体という新しいものを作り出したかという歴史の原動力の問題が、このようなアプローチの仕方では欠落してしまふからである。このことはブルジョア史学の「形式主義」を排撃し、農業と工業の分離と手工業者の都市集住から中世都市を説明するマルクス主義史学の立場に対しても云える。何故ぞしてどういう経過で都市が自治権を得たかということが説明されていないからである。<sup>⑦</sup>ここに都市形成の主体として遠距離通商商人の活動を説いたH・ピレ

ンヌの見解が今なお生命を持ち継受発展をさせられて行く  
所以が存する。ピレンヌの主張の基本的見解は、周知の如  
く中世都市を、新しく復活した商業活動の場所とし、それ  
を社会的機能において考え、先行の(都市的)聚落の存否に  
拘らず全く新しく形成されたものとした。それをなした主  
体は商人であり、商人が定住し交換を行う場所を作り、そ  
れを城壁その他によつて固定永続化したものが都市である  
とする。都市以前の定期市・城砦・司教居住地は、中世都  
市とは——都市がそれと隣接して発展したのが普通である  
ことを近時の地誌学的研究が明らかにした——明確に区別  
されるべきである。それはすべて新しい都市である。この  
新興商人は農家の二・三男を主体とし、それ故封建社会に  
おける権利も持たぬ代り農奴的束縛から自由である。この  
消極的自由を彼らはその活躍において積極的自由に代え、  
市民のそして都市の自由をもたらしたと考えるのである。  
ピレンヌは商人の活動をとりあげることにより、都市の経  
済史と法制史を生々と結合し、「自治団体としての都市」  
organisation municipale の成立を経済史の方から説明した。  
ただこの場合、商人がその主体性のもとにどのように入

業者を把握して行つたか。商人の自由と市民の自由と都市  
の自由の結合、即ち地縁共同体としての自治都市の成立が、  
どのような具体的な過程を経て成立したかは明らかにされ  
ていない。我々の問題は、しかしこの点にあるのである。

ピレンヌなどの説をうけつぎつつ、法制史の立場からこ  
の点を明確にしたのが、H・プラーニッツであつた。彼の  
学説に対しても勿論諸種の批判はなし得るが、やはりその  
立論と裏づけの実証性は、ミッターイスが認めたように「見  
渡しの利かぬほど多数に存在した古い文献はほとんどすべ  
て克服され、その価値を失う」程に至らしめた。荘園法説、  
農村共同体説、市場法説などの「古い理論はもう穿鑿する  
必要はなく」、プラーニッツは「全理論を新しい基礎の上  
に置くに至つた」とまで評価すべきものであろう。

このプラーニッツの基本的見解はこうである。彼は複雑  
を極める中部ヨーロッパの都市の展開活動の中から、自治  
都市成立の典型を示すものとしてニーダーフランケン地方  
——ライン・セーナ両河間の地域——をえらび出した。こ  
の地方には十一世紀から何れも古い司教都市に隣接して  
——大体は場末の地域——新しい移住者の地域が急速に発

展する。それは農民の間に社会的分業が発生し、農民の地位がある程度向上すると共に、商人と手工業者が続々と移住をはじめたことに基く。全く新しい基本的な変化である。この新地域の住民たちは、その周辺に城壁を作り、都市領主<sup>1)</sup>司教と抗争の末、その地域の住民が一つの地域共同体を形成するに至り、防備・裁判・租税の自主権を獲得し、国王から自治特権を得た。この運動の指導者となつたのは商人、しかも比較的少数の遠距離通商の大商人達 *Ferrandier, Fernkaufleute* である。彼等は次の二点において手工業を指導支配する力を持つた。第一には遠距離通商に依存する度合の比較的強かつた当時は流通過程の掌握が強い支配力を持つ。第二には商人は他国人とくに他国の権力との交渉が要求され、その過程に団体組織力などの政治訓練がなされるが手工業者はそれを全く欠くからである。商人はこうして一定地区内の住人——手工業者もふくんで、都市のフューデを禁止し、相互扶助をなす誓約団体 *Eidgenossen, Schwurgenossen* を作つた。それは商人ギルドと手工業者群更にはそのギルドの前者の主体性のもとにおける結合である。ここに商人ギルドという属人的結合が拡大さ

れ、地縁結合に基く都市共同体が、市場法より都市法が、そして市民というものが成立するに至つたのである。<sup>②</sup>

この基本路線は地域と歴史的特殊性に基き種々な偏差を持つ。このプラニーツの解釈は実証を基盤とはするが、やはり一つの理想類型であるが故に、どのような都市でも、それに完全に一致するという訳に行かないのが当然である。だから本論のような類型追求においてその不一致点を一々あげつらうのは無意味にちかい。以下私はこの原型に基き、まずその型の時間的发展——変型を想定し、更にそれを一応ドイツ・フランス的基本とし、イギリス型とイタリア型変形と対比させて見た。

① ローマと闘争したエトルスキも強大であつたが、ローマとは質の異なる大権力ではなく、やはり一つの部族国家として、その点ローマ対等の権力であつたといえよう。ウェーバーによれば、古代統一国家権力はこの都市独立権力の否定の上に展開する。中世都市の自由獲得の運動はしかし封建権力——封建國家との関連の上に展開する。都市のうごきは正にこの点の理解の上に立たねばならぬ。H. Mitteis, *Der Staat des Hohen Mittelalters*, 1948 S. 273.

② 都市を村落共同体から進化したとするマウラーはこのような見地に立つ。ニコウもほぼ同様である。G. v. Below の諸論文、

中での Die Entstehung der deutschen Stadtgemeinde 1889. ハロウは都市共同体を農村共同体の発展したものと考へ、城外の共同放牧地を外の共有地「äussere Almende」、通路、公共広場を内の共有地「innere Almende」とす。更に卷中「モーラムンにおよぶ都市の成立」昭 88、72-73頁参照。

③ このような考え方については増田四郎「西歐市民意識の形成」(既出)参照。

④ Max Weber, op. cit. S. 523. 並 R. Kötzsche, Allgemeine Wirtschaftsgeschichte des Mittelalters. 1924. S. 242 によつてその定義は不明確ながら「このような意味で都市共同体を「経済的な意味で共同体の最高度に組織化された形態(すなわち都市である)」と強調する。

⑤ 屢知の如く「Tönns, Gemeinschaft u. Gesellschaft によつて近代國家を Gesellschaft であるが、それは國家契約説のみに止つてゐるからであり、近代國家を何時の時代でも全く契約社会と見る立場は当然不可であらう。

⑥ Emen, op. cit. Einleitung など参照。

⑦ J. A. Kosminsky, Geschichte des Mittelalters. 1958 S. 207.

⑧ H. Pirenne がフランク、ノルマン都市において認めたと同様の意識に立ち更にイタリア都市において結論づけ全ヨーロッパの視野のもとに商人の活動を中世社会の展開をもたらした重要な要因と考へる Saporis の最近の研究「L'Europe Le Marchand Italien au Moyen Age 1952 は注目せよ。

⑨ H. Pirenne, Medieval Cities, p. 32 ff.

⑩ トーリアマンの主要著作は Hans Planitz, Die deutsche Stadt im Mittelalter von der Römerzeit bis zu den Zunftkämpfen. 1954 であるが、それは総合的の概説書であり、彼の著書の基本は「Zeitschrift der Savigny-Stiftung für Rechtsgeschichte. Germanistische Abteilung (以下この雑誌を Z. Sav. R. G. GA. と略称)に發表された三部作「Kaufmannsgilde u. städtische Eidgenossenschaft in niederfränkischen Städte im 11. u. 12. Jh. Bd. 60, Frühgeschichte der deutschen Stadt, IX-XI Jh. Bd. 63, Die deutsche Stadtgemeinde. Bd. 64. である」とである。但し、第十一、十二世紀前後の都市の成立期に関する研究である。

⑪ 例えば E. Emen (前出) の Neuere Arbeiten zur Geschichte des nordwesteuropäischen Städtewesens im Mittelalter. Vjschr. für Soz. u. Wirtschaftsgesch. 38, 1949, S. 48-69, derselbe. Frühgeschichte der europäischnen Stadt. 1953. S. 138 ff. に見られる商人の共同体(ギルド)と都市共同体との一致に関する「性急なフラーニマンの一致」の推定に対しての批判等。しかし史料に現われる時代の商人は都市貴族となつて居る。この都市貴族の中に商人出身でないものが多く見られるところとで、このフレンヌのような推論の基本をゆるがしたところにはならぬ。

⑫ H. Mitteis, Deutsche Rechtsgeschichte. 1952 邦訳 世良晃四郎訳「ドイツ法制史概説」二九八頁(以下 Mitteis 訳書と略称)。

⑬ フラーニマンの最も重要な基本線を呈示した論文は注⑩の第

一論文であるが、この要説は、それを拡大した比較的概論的な第三論文にしたがった。

### 三 都市社会の変化

十一・二世紀に成立した都市共同体（都市自治体）は、十三世紀から十四世紀に至つて都市組織の発展と都市内部の社会関係において顕著な展開をとげる。一般に余り注目されていないこの変化は、しかし大変重要な意味を持つていると私は思う。その変化の基本的方向は以下の二点である。<sup>①</sup>

第一、十三世紀頃から、都市は一つの法人格を獲得し、都市自体が独立の行為主体となつた。いわゆる都市のゲノツセンシャフトからケルペルシャフトへの移行という現象である。「これと同時に全会一致の原理は多数決の原理によつておき代えられ、都市の内部には今や政党や派閥が形成されるに至つた。最後に政治的領域と私的領域が区別され、かくして都市において最初に、私的領域の保護のために自由権の觀念が発展し始めた」。このことは都市の支配が、商人層一般でなく益々少数の商人の手に移り、その商人が政治家化し商人の支配は公的な支配となり、支配組織が整

備され、市民大会が開かれることがなくなり市参事会・警察の権限と市民掌握の能力が合理化されて被支配者の服従の義務が明確化され法文的に整備されたことを意味する。<sup>②</sup>

この現象は次のような社会関係の展開から生れたと推定してよいのではないか。自治成立の当初の段階に当つては、商人層の優位がその政治的指導権を握らせたのであるが、商人は次第に生産の統制・支配の方向に進み、イタリアなどを一方の極点として見れば手工業者の独立性を奪つて問屋制生産を展開させて行く。<sup>③</sup>自治体成立当初は、一応平等な参政権が誇示され、市民の全体會議が都市の最高決定機関であつたが、その実権は次第に、少数商人のみが選挙権を持つ都市参事会の手に移行する。ここに第二次的な階級関係が明確化して来る。それに対応して、商人の支配が、支配機構と組織の体系化となつて現われたのである。

問屋制生産の展開は、大都市として遠距離通商がある程度の特産品生産をとまなう場合に、特に毛織物や麻織物生産の場合に早くから明確に現われる。<sup>④</sup>これに伴いそれらの都市では地方市場目あての工業生産が展開し同様な結果を生む。<sup>⑤</sup>この場合農村の純農村化、農民の手工業者兼業が禁

止され、農村は都市への食料供給地になる。原料供給地が周辺農村である場合は、農村は都市への原料供給地または婦女子の内職程度の都市の工業のための準備工程を行う以上の手工業生産を禁止され、都市に隷属する。いわゆる Bannmeile の設定とその進展の過程がその現われである。

これに対し、直接交換をふくむせまい市場目的の生産と交換を主たる対象とする(中)小都市はどのように対応したか。ここは商人が手工業者に対し圧倒的優位を獲得することとは困難である。小都市の商人は大(中)都市の商人の系列の中に加えられそれに従属するという過程をとるのではないか。例えばいわゆる都市法族の生成がヨーロッパ商業網の成立と一致してこの時代に認められること、また小都市から大都市への人口の著しい流入などはこのような都市間の、したがってその支配者である商人の支配・従属系列の完成を示す間接的ではあるが一つの証拠となるのではないか。もつともこのような小都市の内部では手工業者——その都市の存立の基盤が特産品生産に基づいているのではない限り——の独立性は比較的保持され易く、したがってツunft闘争においても手工業ギルドの独立と市政参与権を

得るといふ「勝利」を占める可能性は大きいであろう。

ところでこのような方向は、市場の狭隘な当時の商業から当然のこととして生産の独占と制限をふくみ、手工業者との闘争が避け難いものとして現われて来る。商人支配の強化と少数商人への支配権力の集中の過程においていわゆるツunft闘争がここに「荒れ狂う」こととなる。これが第二の現象である。自治都市の成立以来、市参事会を独占し市政を支配して手工業者の市政への発言を封じ、ツunft強制を通じて生産を支配し、とくに親方層を制限して職人・徒弟の上昇の道をふさいで来た大商人層への不満が爆発したのがこれである。初期の段階においては親方層の商人ギルドへの加入は自由であり、商人の生産統制も寛容であつたが、この時代は販路の狭隘さがこのような制約を生み出して来た。親方層は、生産と価格の統制と自らの商品を自由に販売できぬ不満がある。職人・徒弟は親方層になれぬ不満とさらに下層労働者としての絶対的な窮乏化と絶えざる失業——完全失業と周期的な失業——賃金不払への憤懣がある。「共同体間分業」が強化され農村の手工業者は既述の如く独立の手工業者への成長を弾圧されてその点

に大きな不満を持つ。これが市政参与への要求となつて爆発したのがツンフト闘争の基本過程であることはいう迄もない。その結果について強調されることは、第一に手工業者の同業諸組合・ツンフトは完全に商人の組合・ギルドから分離して独自の組合となり、第二に市参事会は商人と共にこれらツンフトの代表者などによつて構成されるようになったという点である。⑧。前者の過程に関しツンフト自体が自治行政権を持ち裁判権を持つに至つた例があり、後者に關する場合には、市参事会は全くツンフト単位で構成される例が、ツンフト勢力の伸長の極端なものとして挙げ得られるであらう。

この場合ツンフト闘争の性格とその勢力伸長の度合は各地域各都市によつて様々な姿をとる。私はそれを次のように整理すべきだと考えている。ツンフト闘争は、その中心に手工業親方層と商人層との争いがあり、この点において問屋制生産の進展の度合如何によつて階級闘争としての性格をどの程度迄持つかが規定される。また逆に云えば、問屋制生産の進展のどのような段階において、独立性を侵奪され賃労働者化せよとする手工業者の反撃がなされた

かが、それを決定する。イタリアやフランドルのようにその生産物が奢侈品の性格を強く持ち、商業資本の支配が強いところでは、手工業者に抵抗する力なく、ヴェネツィアのように問屋制生産の順調な展開を見るが、生産都市で手工業者の数も多く、その反抗力の強い場合この闘争は——背後にその地位の劣悪さからたえざる触発状況にある労働者(職人・徒弟)の動乱をまきおこし、それとからんで——激烈となり、階級闘争としての性格を強く持つ。フィレンツェのチャンピ一揆に結果する一連の闘争過程はその典型である。しかし結果的には、商人層の勝利を以て終り、都市貴族化——商人化した貴族も入れて——政治家化し、利子生活者・地主化した商人又は大商人の寡頭政治が実現する。フランドルの都市領主の支配、イタリアの貴族の大商人の支配、ハンザ同盟都市、ケルンなどの前貸の大商人の支配などがそうである。外国貿易が優越し、手工業生産の弱い所では、手工業者の参加がすくなく、古い商人対新興商人の争いという経過だけで終つた如く見える場合がある。イタリアでも、上記ヴェネツィアとジェノヴァ、ハンザ同盟都市の一部はそうである。

問題は国際的な奢侈品取引の比重がすくなく、必需品的な地方市場目的の商品生産を行う都市、いわば人口二—一万程度の中都市を中心とするドイツ都市群に典型的に現われる現象である。「田舎の小都市ではツンフトが勝利を占めた。」<sup>⑩</sup>その典型的な場合とは、ウェーバーの指摘するよう商人・都市貴族と手工業者の妥協が行われ、ツンフトの独立・代表の市参事会参与という形で終るのである。しかし、このときツンフトを代表して市参事会に出たものは、親方でなければならない。ツンフトの独立ということは、生産品の販売、原料の仕入などに商人の支配から脱することである。イタリアでは親方 *maestro* になるためには自ら、直接生産しないことを条件づけられた例がある。かくして中世末期の「親方は、原料を仕入れ、製品を販売するため、近い村々の地方、近くの町や年市に出かけ、度々長期間やしばらくの間仕事場を離ればならなかつた。こうして、親方が、各々の職場で、仕事場の指導者 *Werkstatthalter* であるより、企業家 *Unternehmer* になればなるほど、もはや大部分が親方となる望みを持ち得ない職人徒弟層との間の分裂は大きくなつた」<sup>⑪</sup>。それ故ツンフト闘

争が、手工業者の勝利または手工業の市政参与に終つたところで、ツンフト闘争とは手工業者の上層部に分出して来たところの生産を直接支配する商人化しつつかある親方層と、古い流通過程に従事する比重の大きい貴族化した商人との争いで、その勝利とは前者の支配に外ならず、結局中(小)工業都市も商人層の支配を結果した。ただその商人の性格に手工業者の「敗北」に終つた都市との異りが見られるというに過ぎない。直接生産者と親方「商人層」との矛盾対立はこの結果では何等解決されない。不安と窮乏に満ちた「大衆」・直接生産者の反抗はいわゆる「ツンフト闘争」とからみ合い、又は独自の暴動としてひん発するが——最も著名な一例として *Kalmar* 市のパン焼職人スト(一四九五年)がある——それはその矛盾を激発し周辺の村落の手工業生産を圧迫するという結果を生んだだけであり、この労働問題は遂に中世末期に何の解決を見出し得なかつたのである。<sup>⑫</sup>

以上結論的に云えば、ツンフト闘争は都市内の階級分化の過程に現われ、遠距離通商の商業的都市では古い都市貴族と新商人、生産的都市では商人と、商人化しようとする



親方層の争いが中心であり、両者の間に基本的矛盾はなく、上には対都市貴族と下には対直接生産者・労働者層との対立において——それが封建的資本制的兩階級關係の重層性、即ち都市貴族・領主層に対しては商人と手工業者は全体として被支配階級をなし、商人・親方に対しては職人・徒弟、問屋制の下では商人に対し親方・職人・徒弟は被支配階級という重層を構成し——都市貴族・領主と商人・親方兩支配者間の妥協が成立するのである。<sup>①</sup>

以上を以てすくなくとも自治都市の成立から、ツンフト鬭争を経た中世都市の發展の歴史は次の二段階に区別することが可能であろう。第一の段階は新興商人の指導のもとに、市民全体が共通の一定区劃内に住むことで團結し、平和の維持を目的として自治権を行使して行つた段階。ここには貧富の差、身分的差異はあつても、商人と手工業者、親方と職人・徒弟の間に搾取關係は見られない。いや存在はしたであろうが、対都市領主、対封建領主との鬭争において共同の利害がそれに優先する、すくなくとも優先すると意識された。第二の段階は、問屋制の進展により、手工業者がその独立性を失つて賃労働者になるか、親方層の生

産からの遊離・商人化により、資本制生産關係が、——多分に封建的關係を残しつつ——明白になつて来た段階。しかも都市はこの新しい關係をうみつつ、自治は組織化され、都市自治体は法人格を備えるに至る。この場合、共同体という前近代的要素は次第に稀薄となり、後代になるにつれその自治は行政自治だけのものとなつていく。

それでは、このような都市の推移とその上部権力との關係、それに基く上部権力構造の變化はどうなるのであろうか。また都市の變化に対応・関連する農村の變化はどう認める可きであらうか。以下の第四節において、農村の變化を展望し、第五節において都市と権力の關係を見、それをいくつかの類型に分類することを試みよう。本節において果すべきであつた英独伊という都市の類型区分はそこにおいて、権力との関連においてとらえられるであらう。

① この展開をもつとも見事に概括したのは、ミツタイスである。以下に引くは A. Mittels, Deutsche Rechtsgeschichte, op. cit. Kap. XXXIV 及び Planitz, Die Deutsche Stadt, op. cit. 2. Teil 以下に引く概説を引く。

② Mittels, *ibid.*, 訳書三〇七頁 Juristische Person とつての都市の組織に関する整理された見解は経済史家より法制史家に見

は、*Planitz*, op. cit. S. 295 ff. はこの時代の都市機構に関する集大成。更に市参事会の機構の完成等については *Erich Becker, Gemeindliche Selbstverwaltung*, 1. Teil. *Grundzüge der gemeindliche Verfassungsgeschichte*, 1941. S. 70f. などに H. Bechtel, *Wirtschaftsgeschichte Deutschlands*, Bd. 1. S. 234~350 から参照する所が多かた。それはマインの十三—十五世紀の間における「大都市」「商人」の急速な伸長と社会関係の変化、政治との関連を最もよくとらえた叙述だと思ふ。

- ③ Bechtel, *ibid.* Bd. 1. 1951. S. 99 ff. もつとも私が問屋制というのは毛織物、麻織物、武器、造船、葡萄酒などの特産品生産の場合のことを云つてゐるので、その他の場合は商人の手工業者統制と云つてゐる。R. Köttschke, *Allgemeine Wirtschaftsgeschichte des Mittelalters*, 1924. などこの時代——或はすこし前の——における問屋制生産は例外としか認めてゐないが (S. 583) 問屋制生産を余りに資本主義的に規定してゐるのでそれは受け入れ難い。もつとも彼は大中小都市を以てする流通網の完成を十三—十五世紀には認めてゐる。(S. 597)
- ④ 地方目的の生産の工場制へまでの伸長展開は(港都市だけでなく)遠距離通商の拠点となつた「大都市」においてのみこの時代には先ず見られると私は思う。

- ⑤ 十三世紀から十四世紀に展開した都市法族 *Stadtrechtsfamilien* については *Planitz*, op. cit. S. 342 参照。都市法族とは大都市の自治都市の法を自己の都市が真似て自治権を入れ、訴

願関係において母都市、娘都市の關係に入ることをいう。後の例は Bechtel, op. cit. S. 259 参照。

- ⑥ シュント闘争を特にその政治的意味におつて高く評価する學説の代表者は *Lujo Brentano* であり、それは *On the History and Development of Guilds, and the Origin of Trade-Unions*, 1905 p. 110 ff. に見らる。また *C. Gross, The Guild Merchant*, 1890 がシュントの説を特に英國に適用できないとして、以下諸學者が二派に分れて論争をくりかえした。ただ私はこの論争をそれがたどつた過程で見ると、シュント闘争が成功をおさめたか否かの点で、経過させるだけでは余り意味がないと思ふ。シュント闘争の諸性格をその個々の持つ社会的諸關係と関連させて性格づけることが何よりも必要であり、それから全体的歴史評価に及ぶべきであらう。

- ⑦ 「彼らは独立した政府を持ち、彼のの商売に關しては独立した裁判権をもつた」*Brentano*, op. cit. p. 113. *Mittels*, 訳書三〇六頁。シュント總會 *Morgensprache* がその自治機関であつた。又イタリアにおいてはシュント(アルテ)独自の裁判権を持ち、同時に警察権も所有し、成員はその旗のもとに軍役する義務を持つ(それが合して市民兵となる)ような独立的権能を持つ。組織的なシュント總會は見られないが、アルテは大體におつてアルテの Council (rectores) を持ち、独自の立場から諸統制を行つた。C. S. Gutkind, *Cosimo de' Medici, pater patriae* 1389~1464, 1938. Appendix VII. *The Arti* 参照。とくにその組織については p. 273 f. 問題はこのシュント裁判

が強化される方に進むか、商業ギルドの裁判権がその上級の都市裁判権にまで上昇、それらを庄倒する方向を持つかである。

⑨ Mitteis, 訳書三〇六頁。

⑩ 上の整理は Kuischer, *Allgemeine Wirtschaftsgeschichte* に見られるが、増田・宮下・高村・小松・五島「西洋経済史」有斐閣 昭和30上巻の宮下孝吉氏の執筆にかかると一五九頁の整理がもつとも適切のようである。しかし私はもつと論理的に分類して見たい。以下の本文はそれ故私の整理である。

⑪ この中都市という規定はヘヒテルに從う。H. Bechtel, *Wirtschaftsgeschichte Deutschlands* Bd. 1, 1961, S. 255f. 彼はドイツにおいて人口10万以上の大都市12—15、2—1万の中都市15—20、人口千—二千の小都市150、人口100—1000の極小町二千八百を挙げている。

⑫ 宮下孝吉 上掲書一五九頁、この場合小都市といわれているのは、中・小都市で余り小さいものについては不明である。

⑬ Bechtel, op. cit. S. 286f.

⑭ *ibid.* S. 290f. この手工業労働者の問題は、社会的分業が進行し、都市の手工業労働者が、それ以外に生活を充足する手段を持たず全く手工業のみに依存するものが、都市内で大きい比重をしめるに至ると極度の矛盾状態に達する。(Ibid.) 私が中都市を挙げたのはそれ故である。

⑮ 都市のこのような変化をもつともよく示した邦語文献は、望月清司「中世ロシュトック市の手工業者闘争—H・ヘルニット『ロシュトック市史』紹介」専修大学論集15号である。

#### 四 農村及び小都市の変化

都市の如上の構造の変化は、当然農村社会の変化に対応して、正確にいうなら農村の変化を基軸として、行われ来たものであろう。しかし私は、この数年間私たちが行っている農村共同体の共同研究の成果をふまえつつも、このような農村の時間的経過における変容過程をおぼろげながらも大観し得るまでには至らなかつた。それがなされるためには尚ヨーロッパにおける個別研究が積み重ねられ、その紹介と我々の視角よりする研究が加わつてのちはじめて可能であらう<sup>①</sup>。私はここでは、むしろ都市からの推定を基礎にして、農村共同体を標尺にしつつ、極めて大胆粗雑であるが一つの展望を試みてみよう。

かつてペロウは都市共同体の農村共同体よりの発生説を主張した。ところがこれには批判があつた。その理論構成はとにかく、史料の操作に問題がある。即ち、農村共同体の存在とその構造が、ヴァイステューマーなどから、ある程度明確に指摘され分析されるのは、大体十三・四世紀以後のことである。ペロウの農村共同体の推定はここから出

ている。ところが都市共同体自治はずでにふれたように十一世紀末から急速に展開成立している。都市共同体が農村共同体に起源をもつとするなら、すでにそれ以前に、十三・四世紀に見られるのと同様な農村共同体が存在しなければならぬ<sup>②</sup>。しかし正にこの間にこそ、農村は大開墾や畜力利用、犁などの改良によつて著しく生産力を高め、黒死病による農民の大量死亡<sup>③</sup>、農民反乱などの大事件が重なつて、ヴィリカティオン制の全面的後退が行われその相貌を一変している筈である。

しかしその変化が如何なるものかということになると一般的・具体的に明確化することは容易でない。私はここでは次の点だけを指摘しておこう。十二世紀前後において、一方では古い自由農民層にも領主、とくに分散領地を持つ領主ではなく、一円的支配権を持つランドスヘル、裁判領主、城主 *châtelain* の支配が及んで行く過程が進行して、一方には奴隸的農民層の耕地保有農への上昇があつて、一般農奴層が形成された、といえなくても、その傾向が現われて来たことである。そして十四世紀以後においては、直営地の減少と物・金納の進展によつて農民層の地位向上が認

められるだけでなく、今度は農民相互の間における階層分化が著しく進んでいることが注目される。このことは、いろいろの角度からいえるが、ここでは一応共同体規制の面から考えて見よう<sup>④</sup>。十四世紀以後の農村共同体はマルクスの指摘する如く共同体の実質的意義を喪失して著しく規制的なものとして現われる。そこには農民層は単に富農・貧農の区別があるだけでなく、支配と被支配・搾取と被搾取の階級関係が現われている。それが地主・小作の關係か農業資本家・農業労働者の關係か否かは判明せず、地域差が著しいとはいへ、農地や立木などの共同体農民の先買権や商品（農業及び工業生産）が共同体を通じてのみ売却さるべき規定、或は賃労働の対象が先ず共同体内に限定され且その賃銀額が制限されているなどの事実を知り得るが、それらは明らかに階級関係の存在の事実を物語っている。農村共同体はこの時期においては、その分解の性格の如何を問わず、階層分解しつつある農村社会関係の維持確保の手段であり、それは村落裁判により共同体規制に反するものは村独自の立場から処断し得るということを保たれて来たといえる。この場合共同体の支配権を農民が握るといふ

ことは、正にこの新しい分解の方向を促進させるものとなつたのである。農民層の最下底には殆んど或は全く保有地を持たず再生産の基盤を殆んど他人のために労働することによる報酬から得なければならなかつた人達が発生している。共同体は賃銀労働の場合は彼らがその労働力を他村へ売ることを妨げ、賃銀をできるだけやすくする規制を果した。ただしこの場合日本などの現象と異なる点がある。即ち彼らが奴隸的存在であつた場合でも、個々の（上層）農民に直接隷属していたという積極的証明は見られない。このことは結局彼らが共同体規制を通じて共同体内の上層農民と土地保有農民と共同体の成員一般に隷属する状態にあつたという推定へ導かれるのではないだろうか。

農村が交換経済に接触していても当然市場に關与するものはこの上層農民だけ、ときによつては直接関与するものは、更にその一部だけであつたらう。下層農民が貨幣でその労賃を受取つていたときも、再生産に必要なものは、このような上層農民の手を経て購入したのではなからうか。

こうみるとき十二世紀前後までの農村はどうであつたか。

ここには共同体に關する資料を殆んど認めることはできない。しかし共同体の諸規約が単に農民相互の慣習によつて運営されている段階には、それを成文化し書きとどめて置く必要はないであろう。したがつて史料が残存しないからといつてそこに農村共同体が存在しなかつたと断定することはできない。事情はむしろ逆である。ここではいふ必要はないが、このころは共同体が村落共同体として新しい姿をとつて出現した時代とさえ考えられる。<sup>⑥</sup>十四世紀においても尚農民は再生産のため共同体を必要としている。それ以前においてそれがなかつたとはいえないからである。ここにペロウの立場がもう一度新に見直さるようになつて来た所以が存する。農村共同体が再生産のために必要な全農民の生産手段の共有と共同利用から離れ、一部農民の利益のために利用されるという点が強くなつて来てこそ、その利益を独占するためにその利用の限定を書きとどめ明確にする必要が生れて来る。そして農民層の階級分化を促進するためにも、又それ以上下層農民が上昇することを妨げるためにも、必要な条件が、附加されて共同体の規約という仮面をつけて現われて来ると考えられる。したがつて共同

体の成文ができていないことは、共同体の成文は農村内の支配関係を示す性格が強いものであるということからしてその農民層は身分としてはとにかく、経済的に一応の平等が達成されていたことも逆証するものではないか。

都市の発展段階に対応する農村の変化は私は次の様に推定したい。

都市が自治権獲得に成功しつつあつた段階は、領主層との鬭争を通じ、村落裁判権をかち得て農村も又事実上、の共同体を確立しつつあつた。十二世紀のフランスのラオンネ Laonnais 地区に見られるように(十)ケ村が結合して自治特許を与えられたような例はその特殊相であり、ドイツの南部のマルク共同体もそうである。都市が農村からの移民によつて膨脹しつつある事から推してこの地域のこの時代の農民は、賦役地代が著しく軽減し名目的なものになつていたと推定される。農村の自治を推進させた基盤はいうまでもなく比較的上層部の農民であり、彼らはいわゆる共同体農民として共同体的諸権利を所有した。彼らの間にも貧富の差はあつたが、この点で法制上は平等であつた。問題はその下部に存在し、共同体諸権利にあざかり得な

かつたろう保有地を持たぬ貧富層の存在が指摘されていることである<sup>⑩</sup>。彼らが領主直領地の賦役農民として奴隸的存在であつたときは共同体に関与せず、又一般農民との間に關係がなかつたろうからこれは対領主關係においては一般農民と同様であつたとして一応捨象する。問題はもし彼らが一般共同体農民との間に何か關係を持つていたとき、又一般農民に従属する保有地を持たぬか、持つていても全くそれだけでは再生産が不可能な農民層の広範な存在が予測される場合である。彼らと上層農民との間は、都市の商人對手工業者とは異つて、おそらくは領主的な關係も推定される可能性もある<sup>⑪</sup>。しかしこの場合でもその關係はそれ程嚴重なものでなかつたのではないか。しかも、このような貧農層は身分的にも経済的にも上昇する道を閉ざされていたのではなかつた。十一、二世紀において都市へ移住した人々、のちの商人・手工業者は農奴として登録され移動し難い一般農民ではなくかえつてこれらの人々が中心になつていたとも考えることができる<sup>⑫</sup>。彼らは共同体諸権利から除外されていても、共同体規制は尚不充分であり、彼らが、領主の直管地の賦役するのみの農民をふくめて、開墾などにより

共同体農民としての資格を得る道を制約せず、また共同体諸権利からの疎外は、反面その義務の免除であり、共同体規制の外側において行動する自由を保持していた。即ち彼らは一般の農奴（隸農）層への上昇過程にあつた、すくなくとも論理的にはそう推定すべきであらう。

このような段階の共同体は、農民の力において事実上の自治を獲得もしくは附与されたものであり、都市との関係は未だそれへの従属ではない。また農民相互は即ち共同体農民間は平等であり、一部の保有地を持たぬ農民と一般農民の間にも、階級関係は存在せず、もしくは存在したとしても共同体の諸規制の維持強化を目ざしてうち出されていくものではないといつてよいであらう。

しかし都市の第二次的発展段階になるとここに新たな関係が生じて来る。都市の商人の間屋制の展開につれて、農村もそれと対応する。

(A) まず遠距離商業が発達し、しかもそのもとの手工業生産の展開が不十分な地域では——例えばヴェネツィアやハンザ同盟都市地域——商業資本は土地投資に転用される度合が強い。その場合商人は寄生地主化し、広範に農村を

支配する。理論的に考えればこのとき農村において穀物や酪農品などの増産によつて農民の抵抗力が強いということも考えられるが、事実上それはこの段階では見られず、もつと後のことである。イタリアの場合など、商人が実権を持つ都市裁判権が農村を被い商人が封建領主化する。領主が都市に存在し自ら商業を行う過程が、この場合一致して——時間的には後者が早く——行われる。十一——三世紀主として都市（商人）の主体性において解放された農民は、十四世紀以後再び商人のもとに屈服されてしまう。このとき農村共同体 *commune rurale* の支配者は農民でなく商人である。

(B) 遠距離通商用の特産品生産を伴う都市の場合にはもうすこし事態は複雑である。武器生産など周辺農村が手工業の原料生産を伴ふ場合は前者の如くなる。毛織物・麻織物のような工業が展開するときは農民は原料の供給者、手工業の準備的に行う立場にある。彼らは何れも次第にその全工程を自ら行い且生産品を販売するまでに生長しようとする。そして当然都市の商人と対立闘争するに至る。ツェンフト闘争や農民一揆にそれが見られる。農民の自立化が

早く農村工業が展開していたときほどこの闘争は激しくなるが、その反面農民の中から都市商人となり、あるいはそれに吸着し、農民と対立する層も多くなる。しかし結局は——すくなくとも大陸においては——商人が勝利を得、商人が地主となり村を支配する。農村工業がかなり展開していたフランドルの毛織物工業地帯でも商人との闘争は激しかったが商人支配という帰着点は年代がすこしおくれるだけで同様である。一般にこういう過程が基本であつたといえるだろう。この商人は在村地主ではない。そして農民の間にも著しい階層分化があり、農村が都市に完全に従属した段階では、それが固定化しようとする。この場合村の農民上層部には都市の間屋商人の系列の末端をうけ持ち村での消費物資を販売するもの、或は原料の集荷者、或は支配機構の末端を司るものなどが形成され、商人と共に村を支配する。彼らは農民上層部と共に、農村共同体を支配し、共同体制約を拡大し、下層農民の上昇を禁止する。離村の制約、自由な労働力市場の制限などがそうである。

(C)都市の支配の弱い地域。ここに農村工業と資本制農業への志向の芽がある。しかしそれは十五・六世紀には未だ

全社会的に発言するだけの力は持たなかつたであろう。イギリスの場合は特殊である。ここは羊毛産地でありながら、都市の毛織物工業の発展がおくれ、強力なその下に生産を従属させる商人の支配をうけなかつた。十四世紀末まで原毛はイタリア・フランドルに送られ、その地の商人は、当然農民が毛織物生産者として独立することを制約できなかつた。農民の自立化は進み、十五・六世紀にヨーロッパの交換経済の波がイギリスを被つたとき、農民中堅たる自営農民層は都市商人に対抗できる力を持つていた。農民層の独立化の進展は、そこに剰余価値の蓄積をもたらし、奢侈品生産に適さない農村毛織物のために先ず広い国内市場を与えたのである。イギリスの農村共同体は、それ故、都市商人の地主化の道は乏しく、農民の上層部が、共同体を把握することそれ自体が資本制への展開の契機であつたということを特色とするのではないか。私は経済学的範疇区分はとにかく資本・賃労働関係の進展が、何時でも必ず封建諸関係の排除と共に進行しなければならぬとは思わない。表から見れば寄生地主が、うらから見れば資本家である場合もあろう。その場合地主・小作関係が、低賃銀労働の支



えになつてゐることも予想し得る。ヨーロッパのような粗放農業地帯において純然たる寄生地主制が支配することは考えられず、寄生地主は同時に都市の商人——高利貸であるろうと貴族化した商人であるろうと——である場合が多く、地代収入は彼らの主要財源ではなかつたであらう。イギリスにおいては尚更である。

① 先にあげた K. S. Bader, *Das mittelalterliche Dorf als Friedens- und Rechtsbereich*. 1957 における「ヨーロッパの農村研究が個々別々で立場も異り、統一はもたらん概括をも容易になし難う」とのべている。

② V. Below, *Die Entstehung der deutschen Stadtgemeinde*, 1889, op. cit. の見解については宮下孝吉氏上掲書の論評参照。

③ 黒死病の影響を極めて大きく評価してゐる Lütge, *Das 14/15 Jahrhundert in der Sozial- und Wirtschaftsgeschichte* (Jahrbücher für Nationalökonomie und Statistik, Bd. 162, 1950) 黒死病という偶然に農村の変革のすべての原因を求める説に「応疑問は多く投げかけ得るものの、歴史の必然的發展論者は、リュートゲの提起した事実とその解釈にはつきり答へねばならないほど、その叙述は説得的である。敢てこの論述に附加した所以である。

④ 所謂中世末期の英・仏・独等の共同体規制の具体例については農村構造の変化の具体的叙述は、来年初に発刊される京都大学人文科学研究所報告、清水盛光篇「封建共同体の研究」

の清水盛光・中村賢二郎・越智武臣・富岡次郎氏らの各篇を俟たれたい。その他私が主として得た知識は H. Wiessner, *Beiträge zur Geschichte des Dorfes und der Dorfgemeinde in Österreich*. 1946. F. Grass, *Pfarrei und Gemeinde im Spiegel der Weistümer Tirols*. 1946. W. O. Aul, *Village By-laws by Common Consent*. *Spectulum*, Vol. 29, 1954. 伊藤栄「中世後期におけるドイツ村落共同体の資料について」西洋史学 29 その他によつてゐる。農村内部における支配・被支配更には階級関係の成立は容易に実証されず(特に仏・英において)上級農民の性格も明らかでないが、私はそれが成立した所に裁判権を持つ村落自治が明確に出現するのだと思う。

⑤ 私はむしろこの十一・十二世紀において、一元的支配領主の抬頭、賦役の廃止もしくは著しい軽減等の現象を通じて、それまでの領主とその奴隸的農奴間、自由農民間に見られた擬制血縁的な共同体に代つて地縁的な村落共同体が明確な相貌をとつて登場した時代と思う。

⑥ 椛川一朗氏の最近の諸論文はその代表的なものである。私はこれが一地域だけでなく、広く存在した状態であることを一義的に否定できないと思う。ただ問題はこのような奴隸(的農民)と(上級)農民との具体的関係と且つそれが将来どういふ風に変化して行つたかということにある。それが充分に示されなうとこの問題提起は生産的にならないと考えたい。

⑦ 上掲 Planitz の諸論文参照。

⑧ こういふ点で各国における都市の特色をうち出しているもの

は、概説書に数多いが、ここでは一応 Kosminsky, Geschichte des Mittelalters を挙げておく、日本では上掲、宮下孝吉氏他「西洋経済史」上巻 昭30が、このときも最も比較史的把握という点ですぐれている。

## 五 権力形態の諸段階

既述のような都市・農村の発展に対し、封建権力はどのように対応したか。集中的な封建権力——最終的には(集中的)封建王政——はどのようにして成立し、等族制を通じて、どのようにして絶対主義権力に生長したか。この問題を、都市と農村に対する封建王権と絶対主義の結合の仕方という点に焦点を合せつつ、一応の図式を先ず考えて見ようとするのが本論の私の問題提起である。<sup>①</sup>

この場合封建王権成立の前段階に、王権を最大のものとする一円的支配領主層一般の抬頭があり、その間の闘争を通じて王権が伸長、権力を集中して来るのであるが、イギリスでは王権が強くその様な領主層の存在が強くクローズ・アップされず、ドイツでは王権が弱くそのような領主層——ランデスヘル——が小君主権力として最終的に結末するがここでは封建王権の成立をグランドヘルと一円支配領

主両者に対するものとして考えて見た。私の図式的考察に關する限り、それは論理的に許されると考えたからである。成立期の封建王権は下部の封建領主に対し、封建義務の忠実な履行をうながし、ついでその権力を収奪し自己の手に集中するために、領主に対する支配を強化しようとする。

この後段への志向なしに封建王権を考えることはできないと思う。農民との關係でいえば自国内の農民を直接支配しようとする。そのためには領主の *Immunität* を破壊しなくてはならず、その手段として領主権力の核心である領主裁判権を奪わねばならない。王権は領主の属人支配に対して属地支配の、上級所有権の優位をふりかざし、自己の裁判権を拡大してその領地の分散性故にまとまった地域を被い得ない領主裁判権の不備を狙い、その領民へ裁判権を行使しようとする。それと共に、国王裁判をして領主裁判が不満の場合農民の上訴をうけつける上級裁判たらしめようとする。王権の場合、その下に一円支配の領主群が存在しても、領主に対しても同じ立場で権力を集中して行つたといえよう。

この場合当然のこととしてその基底に農民の領主に対す

る抵抗が前提される。農民はこのとき既に存在している共同体を以て抵抗の一基盤とするであろう。そこで王権は彼らに対し自治を認め更には村落裁判権を与えその後盾となることにより、彼らと結合し、そしてその代償として地租を課す、又は臨時賦課を恒久化し、確実に収入を得るものとしようとする。しかし、農民間が平等であるとき、日常的な統治事務に訓練されていない武士集団でもつて広大な地域に分布する農民を如何にして恒常的に、そして既存封建的諸關係に依存することなく把握するかが困難な問題となる。私は封建王権は、この農民を全体的に把握——即ち国王の公的裁判権の確立、公的賦課の組織的取立が——できるだけの支配組織即ち官僚制を充分整備し得なかつた段階と規定したい。それは同時に農民側も対権力闘争において盲目的であり、王権と結合しようとする志向がなかつたためでもあつた。そこに絶対王政との一つの相違が見られる。王権はそれまで自生的に発生して来た下部の権力關係の変化に対応依存し、それを不<sub>レ</sub>明<sub>レ</sub>確<sub>レ</sub>な形<sub>レ</sub>で利用するより仕方がなかつたと思う。封建王権がその権力集中の手段として封建的であつたといわれるのは、この下部の変化に対

応しつゝ、その対応が新しい志向を自覚し得なかつたことに存在するといひ得よう。したがつて封建王政の段階では直領地でない限り農村の把握は極めて不<sub>レ</sub>充<sub>レ</sub>分<sub>レ</sub>であつた。むしろこの点では一<sub>レ</sub>円<sub>レ</sub>支<sub>レ</sub>配<sub>レ</sub>的<sub>レ</sub>領<sub>レ</sub>主<sub>レ</sub>の方が農村を直接把握しやすく、それが発達したところは封建王政の成立を一時的にも阻止したといえよう。ドイツの王やランデスヘルの租税が懇願 *Bitt* という言葉で行われ、容易に恒常化しなかつたことは王権力の滲透の困難性を物語つている。更に封建王権力が農村と結合しなかつたことはその兵制が物語つている。王権は尚封建武士兵力の動員に依存し、農民兵を組織し統率するには至らなかつた。その目標はただ封建武士兵力を動員すべき財力を如何にして得るかに向けられたにすぎなかつた。

封建王政がもう一つの、そして主たる目的としたのは都市の把握であつた。それは領主層に対し直接に力強い闘争を行つており把握した場合の社会的基盤からも、経済上の利益からも農村以上であり、何よりも把握しやすかつた。というのは、ここには少数商人の圧倒的指導が進行中であり、それと交渉すればよかつたからである。都市の方でも

領主層と対立し、特にその私関税に苦しめられ公法的な統一権力を要望していた。彼らは王と結合し、その保護を得て王の支持者となつた。王権は商人よりの貸付金に依存し、

又関税徴集権・貨幣鑄造権・護送権・鉱業権・ユダヤ人保護権など、それに都市裁判の罰金の一部を収入として保証し得た。都市への課税免除が王の保護として存在する場合も認められるが、又一方戦闘の場合の臨時賦課を都市が引き受ける例も多く見出すことができる。この結合に王の主体性も認められるが、むしろ逆に都市の、特に遠距離通商の要求する統一関税、平和、通貨の統一への切実な要求こそが何よりも強力な統一王権を推進させたのである。<sup>⑨</sup>

約言しよう。封建王権は都市と農村の両脚の上に立つてそれで権力を集中しようとした。しかし官僚組織と軍隊組織を充足し得るに至らなかつたことによつて——とくに所謂 *bastard feudalism* と云う形の、金銭納入による諸侯の軍役義務の免除制の進展により、その金による臨時の動員はできて——常備兵軍の創設には至らなかつた。とくに農村の把握は不充分であり、いわば都市しかも相当発展し自治権を獲得し得る程度の大中都市群の把握という一

本の足の上に立ち、農村にはそれをのせようとしつつも未だそれが地についでいない、或はふまえてはいない段階である。

この場合、イギリスとドイツ、イタリアの特殊性に言及しておかねばならない。イギリスにおいては王権は最初から強く一円支配的領主は王権以外に展開しなかつた。一般領主の独立権は弱く、都市の発達も弱く且領主への抵抗が見られず、上述のような発展の図式を画一に適用し難い。それ故王権が都市を把握した段階においてすでに、その都市の自治権は弱く、遠距離通商商人は最初から生産者層と対立して居り、国王から行政権の一部を与えられ、国王の租税徴集を請負いの役目を果す一部の市民とく大商人や都市貴族層が、国王の官僚のようになっていく。このことはイギリスでは最初から(封建)王権が強く、都市の領主への抵抗が見られなかつたこともあつて、王権の権力集中に都市がその支持勢力として大きな役割を果さなかつたことを意味する。イギリスの絶対王権が農民層(上級農民)の把握に重点をおいたのはその点にある。

ドイツの場合権力の側の方に特異な点がある。ここでは

国王—皇帝とその下部のランデスヘルが、独自の小封建王権たらんとして抗争する。結果的に見れば十六世紀にはランデスヘルが領域国家を形成し、各々小絶対主義権力となつてゐる。しかし十一・二世紀都市の自治権獲得闘争の過程ではランデスヘルの勢力は未だ充分でなく都市は皇帝と結合したことが多い。帝國都市や建設都市などはそうである。これはどう理解したらよいのであろうか。私の解釈はこうである。ドイツの国王は封建王権としてドイツの統一王権を目指す面と、イタリアの東方貿易とドイツ都市の連結が密接であつたという理由から、イタリア都市を勢力下に持つことを望み、同時にイタリアとドイツ——特に南西部の司教・商業都市——都市を結合している教会と連合しようとする面との二面を持つた。それ故その政策にはその矛盾が交代して現われる。著しい例は、ケルンの自治化を推進させようとしたハインリヒ四世——彼は法王と闘争し封建王権の確立を目ざした代表的国王でもある——と法王とケルンの都市領主たる大司教と結合しその自治を弾圧したハインリヒ五世である。十一・二世紀都市との結合における国王は封建王権への志向を持つた。しかし十四・五世

紀に至つてランデスヘルの方が伸長して来る。王権（皇帝）はドイツの利害關係から遊離し、国王と結合した東方貿易に關連を持つ大商人の支配する都市——例えばアウグスブルク——は例外的役目を果すが、基本的には都市はこのランデスヘルと結合する。時に見られた都市とランデスヘルとの対立抗争は大体十四世紀を以て終り、結合關係が強まる。<sup>①</sup> 国内市場の發達が、東方貿易の比重を減じたからであらうと推定し得よう。イギリス・フランスの王権に對比すべきは、領邦国家へ生長すべきこのランデスヘルであろう。何故このような小君主が独立した絶対王権になり得たかという原因は、普通あげられるような國王権力の弱さでなく都市の繁榮にある。都市はイタリアのようにそれ自体独立国家たり得る程の力を持たぬが、そのような都市のいくらかを統合し得たランデスヘルは財政的には小独立集権国家として存在し得る可能性を持ち得たのである。<sup>②</sup> フランスの城主的（一円支配的）領主権力はその支配下の都市が余りに弱かつたことが、国王の権力集中、封建王政から絶対主義の展開を容易にさせた基本的一因であつたと見られる。

絶対王権は、先の比喩を取るなら、都市と農村の両脚の上に立つという点で先ず封建王権と区別される。しかもこの両地盤の把握の仕方が異なることが注意されねばならぬ。それは王権が完全に両者を把握した暁には、都市も農村もその共同体自治の性格を失うような把握の仕方である。

絶対王政への進行に対応する都市の変化は、上述の如く商人の寡頭政へのそれである。市場拡大の限界に到達した商業は、自らの支配を政治によつて維持しようとする。しかし、手工業者や小商人の反抗は強く商人自体ではそれを実行し得る力を持たぬ。ここに商人は更に絶対王権との結合を密接にしようとする。彼らはもはや国王の支持者として局外にとどまるだけでなく、自らが、或は支配下の都市役人をして絶対主義官僚機構の一部たろうとする。この場合の商人は、しかし既に生産力の担手ではなく、その発展を抑圧しようとし、それから遊離した存在である。彼らはこの意味において都市（市民）との共同意識を持たない。彼らは都市の自治の犠牲において絶対王権との結合をいとわぬ。絶対王権の成長にともなう身分制議会の召集停止が大した抵抗なく行われ得るのはこのような商人の基本的

姿勢を物語るものであろう。<sup>⑥</sup>

もつとも、都市大商人層を自己の中に結合することは、絶対王権にとつて次の三つの点で好都合である。既述のように絶対王権と結合する大都市の商人は、小地方都市をその問屋系列において支配している。ドイツ領邦国家等族議会において最初是小都市の代表も出席したが後になるにつれて都市 *Hauptstadt* のそれだけに限られるようになったのはその一つの証拠でもある。<sup>⑦</sup>第2にこの大商人層は、地主の立場において、農村工業に対する金融と流通に基づく支配において、周辺農村を支配している。第3に王権は膨脹しつつある歳費を租税によつてのみでは充当し得ず、都市の大商人からの借入によつてまかなわねばならない。金融資本家化した商人も王権をよい得意先とした。

絶対王権は更に農村を支配する。農村は租税を負担するだけでなく、独立性の強い都市から期待できない兵力の根源であつた。絶対主義を支えた新常備軍の下部兵士は農村からの徴募兵だつたのである。ドイツにおいては十四世紀に至つてこの農村支配が認められる。共同体を支配し得たものは領主よりもランドスヘルである。<sup>⑧</sup>この場合も又その

結びつくものは、農民全体ではなくその上層部中でもその一部である。権力と終局的結合をなすものは、その以前に或はその過程に商人（寄生地主）・村役人的性格を帯びるに至つた農村の上層部で、彼らは農業から遊離した存在であつたろう。ツンフト闘争と同じく絶対主義は、農民層の階級分化の過程における闘争農民の対領主闘争と関与しそれに大きい役割をはたす。ドイツの大農民戦争の過程はそれを明確に示しているといえよう。闘争の目標は、グルンドヘルにもランデスヘルにも、大商人層へも向けられた。闘争は全農民の一致において行われた。しかし結局的には、周知のように富農層とランデスヘル<sup>1</sup>の結合と一般農民<sup>2</sup>貧農と手工業者・労働者の徹底的敗北に終つた。農村と都市とにおける階層分化はこのような闘争をひきおこし、そしてその分化の固定化と、上層階級が権力と結合し支配者化することを確定する。封建王政から絶対王政への移向は、この意味での大規模な農民一揆を必然的に経過する。大農民戦争はその典型だつたといえる。この状況は又皇帝権の後退をもたらししている。前述の如く東方貿易に関与した大都市の大商人層は皇帝の側に立つ傾向が明らかにされたから

である。

この場合、都市と農村のあり方が絶対主義の性格を決定する。都市の農村支配の強いところは、絶対主義は都市把握に基き、その絶対主義は安定する（例えばドイツの一部とイタリア）。農民の階層分化のあり方は一般にもつと強い影響力を持つ。イギリスのように絶対主義の拠点としての都市が弱いところは尚更である。農民上層部が、農村工業の担手として前進して行くなら、その絶対主義は早く反動性を明らかにし、且動揺する。農村の支配者が、農業経営者の性格を持つに至つた新しい領主層（それが古い領主層の変貌であろうと下級荘官、農民の上昇したものであろうと）であれば、その絶対主義は永らく強く持続し、この農村を反動の拠点として残存して行く（グーツヘルシャフト）。寄生地主（貴族）・商人の場合、王権は、彼らを工業の推進力たらしめる。そのブルジョア化を押しすすめねばならないから、すくなくとも初期には進歩的な指導者たるの役割も果さなければならぬ（フランス）。これらの分析は全く私の能力でもないし、又本稿の目的でもない。

この場合ただ絶対主義の成立についてイギリスとそれに

對蹠的なイタリアの特殊性につきふれておかねばならない。

イギリスの場合、都市の自治権の成立は不充分である。私はいギリス王権の對農村關係を概括する能力を持たないが、都市に対する関連から見ると封建王政と絶対主義との区分は明確ではない。王権が最初から都市の支配層と結合し、都市の支配層がフランドル・イタリアへの原毛輸出という遠距離通商に一致する大商人層で、それが農村毛織物工業・都市手工業の發展に對立し、商人層は最初から生産力の担手としても、現状打破の新勢力としても作用する所が少なく、イギリス封建王権も絶対主義も彼らと結合するとき反動的な性格を、彼らを押し農民と結合するとき進歩的な性格を、その時々示しつつ進むことになつたのではないか。

イタリアの場合は二つの目立つた型が見られる。<sup>③</sup>ここには、すでにブルクハルトが強く指摘しているように、およそ国民的なるものと相容れない法王庁権力と、ドイツ皇帝のために、封建王権の存在成長は不可であつた。このため一方には、ミラノを典型的な例としてドイツの領邦国家のような、小絶対主義諸國が成長する。それに対してもう一方、

ヴェネツィア・ジェノヴァ・フィレンツェなどの大商業都市においては十五世紀に至るとその都市を圧倒的に支配する少数の遠距離通商・金融商人が絶対主義的権力として、傭兵隊と整備された都市役人による支配機構をもち、周辺広範圍の都市農村を支配して一國家を形成する。<sup>④</sup>商人は単に大所領の所有者だけではなく、都市の支配権を通じて、都市領地領の統治者となる。およそ一三〇〇年を境として、都市共同体の内部の問題制が確立し、手工業者の獨立性は度重なる反抗にも拘わらず一四世紀後半には完全といつてよい程失われて行つたことは既にのべた。この商人の支配は經濟的なるものではなく、商人は同時に政治家であり、その地位は公的組織により維持されている。イギリスと異なつてイタリアでは、農村の社会的諸關係の近代적變革はそのイニシアティブが都市によつてなされたことをその特長とする。しかし十五世紀以後において商人の土地所有は領主的土地所有への逆行を見せ、農村工業の成長が徹底的におさえられたことに私が敢えて都市絶対主義という甚だ奇妙なる術語で呼ぶ、イタリア都市の一つの特質を見出すことができる。



- ① この点を広い視野のもとで考察した論文には殆んど私は知り得ない。私の叙述は僅かに H. Mitteis, *Der Staat des Hohen Mittelalters*, 1948. G. V. Below, *Territorium und Stadt*, 1923 を参照して考えた不完全なものである。K. H. Quirin, *Herrschaft und Gemeinde nach mitteleuropäischen Quellen des 12-18. Jahrhunderts*, 1952 も私のような見地から対権力関係において整理せず、例証を呈示しない。ただ余りはごきりしない領主権力を前提し、それに対する共同体内部の機構の説明には詳しい。Becker, *op. cit.* も一般叙述であるが、上部権力の変化に対応して共同体(都市・農村)をとらえていない。宗教的共同体を論じた Schreiber, *Gemeinschaften des Mittelalters*, 1948 も権力関係は殆んどふれないし、共同体の概念が混乱する。結局これは堀米庸三氏の上掲論文に鋭く呈示された問題提起につきるのかも知れない。
- ② ミッタイス訳書 二九二頁、フランスでも王の租税はilleが定期化し農村に入りこむのは十四世紀後半以後のことである。
- ③ 堀米庸三氏の主張する統一王権成立の条件としての平和運動のことにふれば、王の平和運動を推した原動力の一つとして都市の存在がある。同氏論文上掲によれば、権利闘争の当事者が私闘を回避して *voie de droit* よううとするなら、双方が國王・領主・都市役人の面前で一切の暴力を押し控える誓約を行うことを要する(一二六頁)とある。Plantzの上掲論文は都市が平和の誓約団体として地縁共同体になったことが都市共同体の成立の基盤なのであり、この運動が統一王権をめざす社会

運動の原動力であったという基本的見解に立つものである。

- ④ Bechtel, *op. cit.* S. 247 ff.
- ⑤ V. Below, *op. cit.* S. 92 ff. 等族議会における都市の圧倒的指導はそれを物語る。このような過程は官僚制の充分展開しなかつた領邦国家では充分認められなかつた。V. Below, *op. cit.* 尚つればこゝでは Bechtel, *op. cit.* Bd. 1. S. 241 ff. を参照。
- ⑥ Bechtel, *ibid.* S. 201 ff. ⑦ *ibid.* S. 94.
- ⑧ *ibid.* S. 186 共同体をかこみ得たものは多くランデメンクルである。
- ⑨ イタリア都市はかつて A. Solmi は *Le associazioni in Italia*, 1896 等び、イタリアの特殊性について論じたが、それが所謂都市的伝統などというものではなく、都市の発展が農村生産力の伸展に先行し、流通過程の都市及び農業生産における圧倒的優位を正視するという基本的見地に立って限り正しい把握であるといえよう。W. Silberschmidt の *Die Bedeutung der Gilde, insbesondere der Handlungsgilde, für die Entstehung der italienischen Stadtfreiheit*. Z. Sav. RG. GA. 51. 1931 は都市発展過程の学說的整理という点からは進歩であるが、ゲルマン法伝統などを持ち出したところから見てイタリアの特殊性の本質的把握から遠ざかつたといえよう。私のイタリア都市の特色については A. Doren, *Italienische Wirtschaftsgeschichte*, 1934 の随所に見られる結論的概括部分に教えられるべきである。
- ⑩ Doren, *ibid.* S. 210 ff. 545 ff. 特に S. 726 等。

## あとがき

以上の論政は、封建体制から集権的な封建王政が成長し、更に絶対王政が成立して行く過程を、都市との関係に焦点を合せて考察して見たものである。あくまでそれは一つの抽象的な歴史的这个より論理的なそして平面的な整理にすぎない。固有名詞や特殊な用語をできる限り省略し普通の概念語に変えたのは整理とはそういうものだと思つてからである。他人の片言隻句をひいてもつまらないと思つて参考文献もできるだけへらした。整理に必要な基礎的研究の読み方が足りないとか、概念規定が厳格でないとかの批判は甘んじて受けたい。しかし私は、このような形の整理は、何を対象としても、何時でも実証研究と平行して行われることが必要だと思つた。何時でもいつたのは次の意味

である。細い実証研究は、それだけではいくら集積しても総合はもちろん概観をもたらすものではない。今総合整理の時期に達したというようなそのような時期は存在しない。何時でも整理が必要だ。更にはまた巨視的視野と微視とは本来的に立場が異なる。一つの微視的研究は巨視的結論と直接、つらなるものではない。如何なる典型的事実もデフォルマンオンをふくまぬ限り理想類型となり得ない。しかも歴史は両者が相俟つて初めてその発達が期待し得るからである。私のこの整理が、中世都市研究と成立期の絶対主義——最後にここにこゝとわつておくと成立期というのは等族制を絶対主義の中に敢て入れて考えているということである——の研究に、何らかの問題提起をなし得たなら望外の幸せであるといわねばならない。

## European Cities in the Middle Ages

—in the connection of the feudal monarchy with the absolutism—

by

Yuji Aida

The object of this article consists in establishing a graphic formula. The establishment of urban and rural communities is prerequisite to the formation of the feudal monarchy, which finishes its task of centralization by grasping cities; the formation of the absolute monarchy is fixed by grasping cities and countries where the differentiation of status proceeds and relation of the governing and the governed, that of exploitation, and that of government and rivalry between cities and minor cities or countries have been formed. What the absolutism grasps is the upper of these, and how it grasps and what cities are should be a great factor to explain the degree of absoluteness in the absolutism.

## An Aspect of Local Towns in the *Sung* (宋) Dynasty

—development and history of *Chên*(鎮)—

by

Kaoru Umehara

Most of the larger cities in China were seat of old *Chou-chih* (州治) and *Hsien-chih* (縣治) and rather more of political character. In the period from the *T'ang* (唐) to *Sung* (宋) dynasty including *Wu-tai* (五代) a remarkable change took place in cities; after the *Sung* dynasty, besides old political cities constructed around the *Chou* and *Hsien-Ch'êng* (縣城), a good many of smaller towns called *Chên* (鎮) or *Shih* (市) prospered by mainly commercial activities were growing along traffic routes or within villages. It is essential to analyse the character of these smaller cities and to study their relation to the then society which yield them, for the development of these local, commercial towns seems to be important in later Chinese society.